

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-06
15 November 2018

IASBは、IFRS第17号の発効日を修正し、保険会社のためのIFRS第9号の一時的免除の延長を提案する

IASBは、IFRS第17号の発効日と、IFRS第9号の適用に関してIFRS第4号における一時的免除の延長を修正するプロセスを開始する

目次

要点	1
背景	1
審議会で議論された項目	2
IFRS 第 17 号の発効日	2
IFRS 第 9 号に対する 一時的な免除規定	2
次のステップ	3

要点

国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、2018年11月14日、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)の発効日を1年延期するためのIFRS第17号の改定プロセスの開始に合意した。IASBのデュー・プロセスを前提として、企業は、2022年1月1日以降に開始する年度からIFRS第17号の適用が求められる。IASBは、IFRS第17号の修正を行うかどうかを検討する計画を有しており、それらの修正に対する評価基準に照らすと、そのような潜在的な修正は最終決定に1年を要する可能性があるとして指摘した。従って、発効日の1年延期が適切である。IASBは、延期を1年に限定する取扱い、導入において最も進んだ企業への混乱を最小限に抑えるとともに、IFRS第17号及びIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」とする)の適用が著しく遅れるべきではないという利用者の懸念に対処し、導入プロジェクトを中止すべきではないという明確なシグナルを業界に提示すると指摘した。

IFRS第17号の延期の結果、IASBはまた、IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の失効日を改訂し、IFRS第9号の一時的免除を2022年1月1日まで継続して適用する取扱いを認めることに合意した。

この「In transition」の見解は、11月14日の会議から得た我々の所見に基づいており、IASBが後日公表する会議の公式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、新基準の適用に関して提起された疑問点について利害関係者が議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソースの目的は、IFRS第17号の適用から生じる適用上の問題に関して、利害関係者及びIASBに情報を提供するための公開における討議の促進にある。

2. 基準公表後、IASBスタッフは、IFRS第17号の導入を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。これらの活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、スタッフは、IASBの意図しない方向に基準が解釈される可能性のある、いくつかの事例について認識するに至った。10月24日のIASB会議において、IASBは、スタッフが作成した適用上の問題と懸念のリストに基づいて、IFRS第17号の潜在的な修正の検討に合意した。IASBは、この評価基準は、変更に対する高いハードルを設定しており、

In transition 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

提案された修正は、狭い範囲にとどめ、発効日の著しい遅延を避けるために早急に検討する必要があると指摘した。In transition INT2018-05「IASB は、IFRS 第 17 号の将来の潜在的な改正の評価基準に同意する」を参照のこと。

審議会で議論された項目

3. IASB のスタッフは、IFRS 第 17 号の発効日の改訂及び IFRS 第 9 号の一時的免除に対する IASB の見解と影響を検討する会議のための 1 つのペーパー(こちらで入手可能)を提示した。

IFRS 第 17 号の発効日

4. IASB は、IFRS 第 17 号を 2022 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度からの適用を企業が要求されるよう、IFRS 第 17 号の発効日を修正するプロセスの開始に合意した。

5. IASB は、IFRS 第 17 号の当初の発効日を最終基準の発行日から約 3 年半後に設定するにあたり、通常の基準よりもかなり長い導入期間をすでに認めていた取扱いに留意した。この長期の導入期間は、IFRS 第 17 号が保険契約の会計処理の抜本的な変更であるため必要とされた取扱いである。

6. IASB は、2018 年 10 月の会合で示された懸念と適用上の課題を考慮すると、公表された潜在的な修正は、単に IFRS 第 17 号の要求事項を明確にするだけではないと指摘した。つまり、それらは年次改善の定義を満たさないであろう。10 月の IASB 会議で議論された修正案は、12 月の IASB 会議で取り上げられる予定であり、公開草案を作成し、適切なパブリック・コメント期間を提供し、その対応を検討するというデュー・プロセスの要件を考慮すると、最終決定までに少なくとも 1 年はかかる可能性がある。したがって、IASB は、発効日を 1 年遅らせる提案に合意した。IASB は、一部の関係者がより長い延期を要求していたものの、導入において最も進んでいる企業への混乱を最小限に抑えるために、1 年の延期を決定したと指摘した。IASB は、全ての利害関係者に対する責任について述べ、財務諸表の利用者が、IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号はより適切な情報を提供する基準であり、従って、著しい遅延なく適用されるべきであると強調した。

7. IASB は、異例の潜在的な修正を検討する前に、IFRS 第 17 号の延期を検討することを決定したと指摘した。しかし、IASB は、保険会社の計画決定のために、利害関係者に対して時期に関する明確な方向性の提供を望んでいる。IASB は、利害関係者によって強調された問題を評価する時間の確保のために延期が必要であると考えており、潜在的な修正を評価する際には、規律が必要であることを強調している。

IFRS 第 9 号に対する一時的な免除規定

8. IFRS 第 4 号は、支配的活動が保険に関連する企業に対して、2021 年まで IFRS 第 9 号の適用について繰延べる取扱いを認めている。もしくは、保険契約の発行者は、IFRS 第 17 号の適用前に IFRS 第 9 号が適用された場合に生じる変動性を、純損益ではなくその他の包括利益で認識できる(上書きアプローチ)が、これはよりコストが生じる方法であると考えられる者もいる。IFRS 第 17 号は、IFRS 第 4 号に代わる基準であり、IFRS 第 9 号の一時的免除は、保険会社が IFRS 第 17 号を適用する場合には存在しなくなる。IASB は、2016 年に、IFRS 第 17 号が同日に適用されるかどうかにかかわらず、すべての保険会社が 2021 年 1 月 1 日から IFRS 第 9 号を適用する取扱いを決定していた。

9. しかし、11 月 14 日の会議において、IASB の過半数は、IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除の期限を 2022 年 1 月 1 日とするよう修正する決定をした。これは、IASB が、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号とを整合させる取扱いを引き続き支持していることを示している。IASB は、これは主として、改訂された IFRS 第 17 号の発効日前の 2021 年 1 月 1 日に IFRS 第 9 号を適用した場合に生じるであろう mismatches と変動性を回避するためであると指摘した。IASB は、保険会社がより高い利回りを求めるため、保有する資産の質が低下する可能性があるとして指摘した。したがって、新しい IFRS 第 9 号の減損モデルで提供される予想信用損失の情報の必要性は重要であるが、現在、IFRS 第 9 号の免除により保険会社の財務報告から欠落している。

次のステップ

10. IASB は、デュー・プロセスに従い、公開草案を公表し、適切なパブリック・コメント期間を提供するとともに、数カ月にわたり対応の審議を行う。必要とされるデュー・プロセスを考慮すると、最終的な修正(今回提案された発効日の変更を含む)の発効までの期間は、1年となる可能性がある。

11. IASB はすでに、この会議についての短いメモ([こちら](#)で入手可能)を公表している。IASB は、2018年12月の会合において、IFRS 第17号の修正を行うかどうかを検討する予定である。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 - Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.